

第三者からの依頼による金融取引にご注意ください

令和 8 年 1 月
岐阜商工信用組合

近年、第三者からの依頼により、口座開設やインターネットバンキング契約、また、インターネットバンキングを利用した振込などを行った結果、詐欺や不正行為に巻き込まれる事例が全国的に増加しています。このような取引を行うことで、知らない間に犯罪に加担してしまい、法的な責任を問われる場合があります。

<事例>

- ・ SNS や掲示板で知り合った相手から「口座の開設をしてほしい」と依頼された
- ・ 警察官や弁護士、金融機関職員を名乗る人物から、新たに口座を開設し、その口座へ振込するよう依頼された
- ・ 知人や第三者から「代理で振込をしてほしい」、「入金口座として口座を貸してほしい」、「ネットでの取引にあなたの口座を使わせてほしい」と依頼された
- ・ 取引の詳細がよくわからないまま、第三者の指示に従い金融取引を行った。
- ・ 「高額バイト」や「副業」、「簡単な作業」、「金融商品（株式・暗号資産）への投資」、「お金がもらえる」などの誘い文句で金融取引を依頼された

このような第三者からの依頼による金融取引は、犯罪に利用される可能性が非常に高く、知らないうちに犯罪に巻き込まれ、自身の資産や信用を失う恐れがありますのでご注意ください。場合によっては、被害を受けるだけでなく、加害者として責任を問われる可能性があります。

このような依頼や勧誘を受けた場合や、その内容に不審な点がある場合は、取引を行う前に当組合または警察にご相談ください。

お客様の大切な資産を守るため、引き続き、ご理解とご協力をお願い申し上げます。